

財団法人 世界平和研究所

寄 附 行 為

決 定 昭和 63 年 5 月 17 日

施 行 昭和 63 年 6 月 28 日

一部変更 昭和 63 年 9 月 14 日

一部変更 平成元年 3 月 24 日

一部変更 平成元年 12 月 21 日

一部変更 平成 7 年 4 月 28 日

一部変更 平成 12 年 10 月 5 日

一部変更 平成 14 年 8 月 30 日

一部変更 平成 16 年 12 月 10 日

一部変更 平成 17 年 7 月 25 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人世界平和研究所（英文名 **Institute for International Policy Studies**。略称「IIPS」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本研究所は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号に置く。
2 本研究所は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本研究所は、安全保障問題を中心に、政治、経済その他の分野における国際問題について調査研究し、総合的な政策を国の内外に向けて提言し、これらの研究に関する国際交流を促進し、人材の育成を図り、もって世界の平和と繁栄の維持及び強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 安全保障の確保及び国際経済秩序の健全な発展のための諸方策並びにこれに関連する我が国内外政治、経済問題等に関する調査研究
(2) 前号の調査研究を踏まえた総合的な政策の提言
(3) 国際問題に関する図書、雑誌等の刊行による知識の普及及び広報並びに国民意識の調査及び啓発

- (4) 内外の研究教育機関との提携及び協力
- (5) 研究会、講座、講演会、国際会議等の開催
- (6) 海外の優秀な研究者等の招へい並びに内外の優秀な研究者等に対する研究援助及び協力
- (7) 安全保障問題を中心に、政治、経済その他の分野において国際的に顕著な業績をあげている個人及び団体に対する表彰
- (8) 国際問題に通暁する内外の優秀な人材を育成するための研修
- (9) その他本研究所の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本研究所の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本研究所の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 前項第2号のうち、所得税法第78条第2項第2号又は法人税法第37条第4項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金によって造成された財産を特定基本財産と称する。

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本研究所の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 特定基本財産に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとし、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 3 基本財産のうち、現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本研究所の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣府、防衛庁、外務省、財務省及び経済産業省（以下「主務官庁」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- 2 特定基本財産は、理由のいかんにかかわらず、これを処分し、又は担保に供することができない。

(経費の支弁)

第9条 本研究所の経費は、運用財産をもって支弁する。

- 2 特定基本財産の運用によって生じる収入は、第4条第1号から第8号までに規定する事業の経費以外に充てることはできない。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本研究所の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本研究所の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3箇月以内に、主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第 13 条 本研究所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 14 条 第 8 条第 1 項ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、本研究所が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 15 条 本研究所の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 16 条 本研究所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40 名以上 45 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を理事長、3 名以内を常務理事とする。

(選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長、副会長、理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

第 18 条 会長は、本研究所を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長と共に本研究所を代表し、業務を統括する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき業務を分担処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、理事長の職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本研究所の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 特定基本財産に係る経理について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び主務官庁に報告すること。
 - (5) 前2号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第 19 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規程により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第 21 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、費用を代償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理事会

(構成)

- 第 22 条 本研究所に、理事会を置く。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

- 第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本研究所の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第 24 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 18 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第 25 条 理事会は、第 18 条第 6 項第 5 号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第 24 条第 3 項第 3 号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に特に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の議決があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため理事会に出席することが出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員、評議員会及び顧問等

(評議員)

第31条 本研究所に、評議員35名以上50名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員のうち、評議員のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第18条第6項第5号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第25条第3項及び第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(顧問及び名誉顧問)

第33条 本研究所に、顧問及び名誉顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び名誉顧問は、学識経験者及び本研究所に功労があった者のうちから、会長が、理事会の議決を経て、これを委嘱する。
- 3 顧問及び名誉顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び名誉顧問の職務)

第34条 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

- 2 名誉顧問は、儀礼的な行為を行い、かつ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第6章 研究委員、研修委員及び財務委員

(研究委員、研修委員及び財務委員)

第 35 条 会長は、学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を経て、研究委員、研修委員及び財務委員それぞれ若干名を委嘱することができる。

2 研究委員、研修委員及び財務委員は、理事長の諮問に応じ、それぞれ次の事項につき審議し、助言する。

(1) 研究委員にあつては、本研究所の行う調査研究に関し必要な事項

(2) 研修委員にあつては、本研究所の行う研修に関し必要な事項

(3) 財務委員にあつては、本研究所の財産の管理に関し必要な事項

3 研究委員、研修委員及び財務委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 36 条 本研究所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 37 条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員、顧問、名誉顧問、研究委員、研修委員、財務委員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

第 8 章 会員

(会員)

第 38 条 本研究所の趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者を会員とする。

- 2 会員は、個人会員及び法人会員の2種とする。
- 3 会員の入会、退会及び権利義務並びに会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第41条 本研究所が解散のときに有する残余財産のうち特定基本財産は、国に寄附するものとする。
- 2 特定基本財産以外の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本研究所と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

- 第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本研究所の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 第4条各号に定める事業の公正、適切な実施を図るための、事業の運営に関する準則を、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本研究所の設立許可があった日から施行する。
- 2 本研究所の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

3 本研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 本研究所の設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、本研究所の設立許可があった日から昭和 64 年 3 月 31 日までとする。

附 則(第 1 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 2 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 3 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 4 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 5 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 6 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 7 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則(第 8 次変更)

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。